

# (案)

## 竹ノ塚駅周辺地区のまちづくりに係る連携及び取組方針に関する協定書

足立区（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）とは、平成 23 年 3 月に都市計画決定された竹ノ塚駅東口交通広場（以下「東口交通広場」という。）の整備等に向け、甲が乙に対し平成 30 年 11 月 12 日付け 30 足都竹発第 1163 号「竹ノ塚駅周辺地区まちづくりについて」にて乙に検討を依頼した乙の団地も含めたまちづくりを実現するため、竹ノ塚駅周辺地区（以下「対象地区」という。）において、甲及び乙が相互に連携し、協力することを確認し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第 1 条 本協定は、甲、乙及び東武鉄道株式会社間で令和 4 年 3 月 31 日付けで締結した「足立区、独立行政法人都市再生機構及び東武鉄道株式会社間の竹ノ塚駅周辺のまちづくりに関する基本協定書」（以下「まちづくりに関する基本協定書」という。）第 2 条第 2 号及び第 3 号の規定に基づき、対象地区におけるまちづくりの甲及び乙の取組方針並びに甲乙相互に連携・協力する事項について定めることを目的とする。

### （東口交通広場整備に向けた取組方針）

- 第 2 条 甲は、東口交通広場整備に当たり、その予定地に所在し、乙が所有する竹の塚第三団地 3 号棟の移転先として、竹の塚第五公園の土地を活用する方針で検討を進める。
- 2 乙は、東口交通広場用地として竹の塚第三団地 3 号棟の土地を甲に譲渡するための検討及び竹の塚第三団地 3 号棟の移転用地としての竹の塚第五公園の土地の甲からの取得に係る検討を行う。
- 3 甲と乙とは、前 2 項に記載の事項の実現に向けて、必要な手続を行う。

### （連携・協力する事項）

- 第 3 条 対象地区内のまちづくりの考え方については、別紙のとおりとし、その実現に向け、甲と乙とは、次に掲げる事項について相互に連携・協力して取り組む。
- （1）竹ノ塚駅を中心としたウォークアブルエリアの形成に関すること。
  - （2）公園・みどりの再配置に関すること。
  - （3）交通結節機能向上及び人の交流拠点となる東口交通広場の再整備に関すること。
  - （4）みどり豊かなオープンスペースと文化・交流を創出する公共的な空間としてのけやき大通り及びその沿道の整備に関すること。

# (案)

- (5) 竹の塚第五公園の現在の利用状況を考慮し、東口交通広場、けやき大通り及びその沿道、竹の塚第三団地等における広場空間整備を検討すること。
- (6) 竹の塚第三団地における地域に開かれた様々な機能を有する広場空間の整備に関すること。
- (7) 前各号で検討する施設等の整備内容及び維持管理方策に関すること。

## (有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和9年3月31日までとする。

2 前項の期間が満了する日の6か月前までに、甲と乙とは、本協定の見直しについて協議するものとする。

3 第1項の期間が満了する日までに前項に定める協議が成立しない場合、本協定は、満了日の翌日から1年間同一の条件にて更新されるものとし、更新された協定についても同様とする。

## (協定の変更及び解除)

第5条 本協定の有効期間中であっても、甲又は乙の申出により、その必要性が生じたときには、甲乙協議の上、本協定を変更し、又は解除することができる。

## (その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年8月 日

甲 足立区

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

足立区長

近 藤 弥 生

# (案)

## 乙 独立行政法人都市再生機構

東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長                      西 野      健 介

東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号

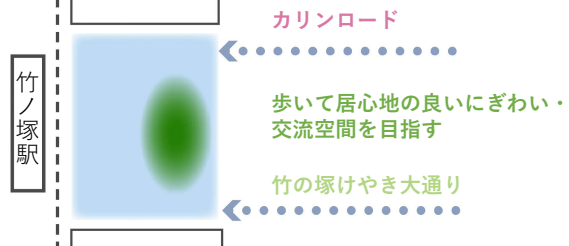
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長                      井 添      清 治

## 1. 東口交通広場の再整備の考え方

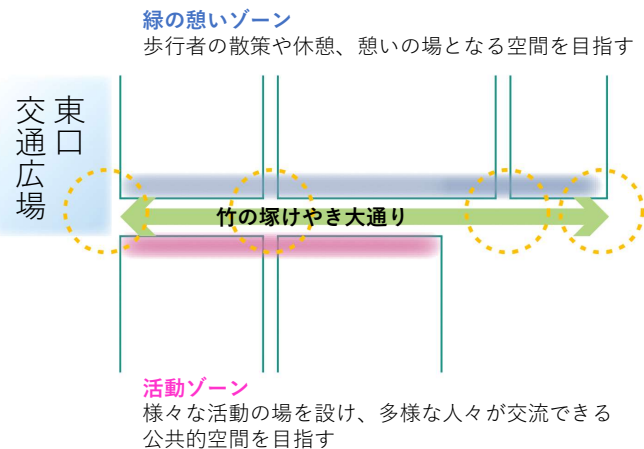
東口交通広場の再整備により、交通結節機能の向上を図る

人が主役の空間づくりを進めるため、歩いて居心地の良いにぎわい・交流空間の創出を図る

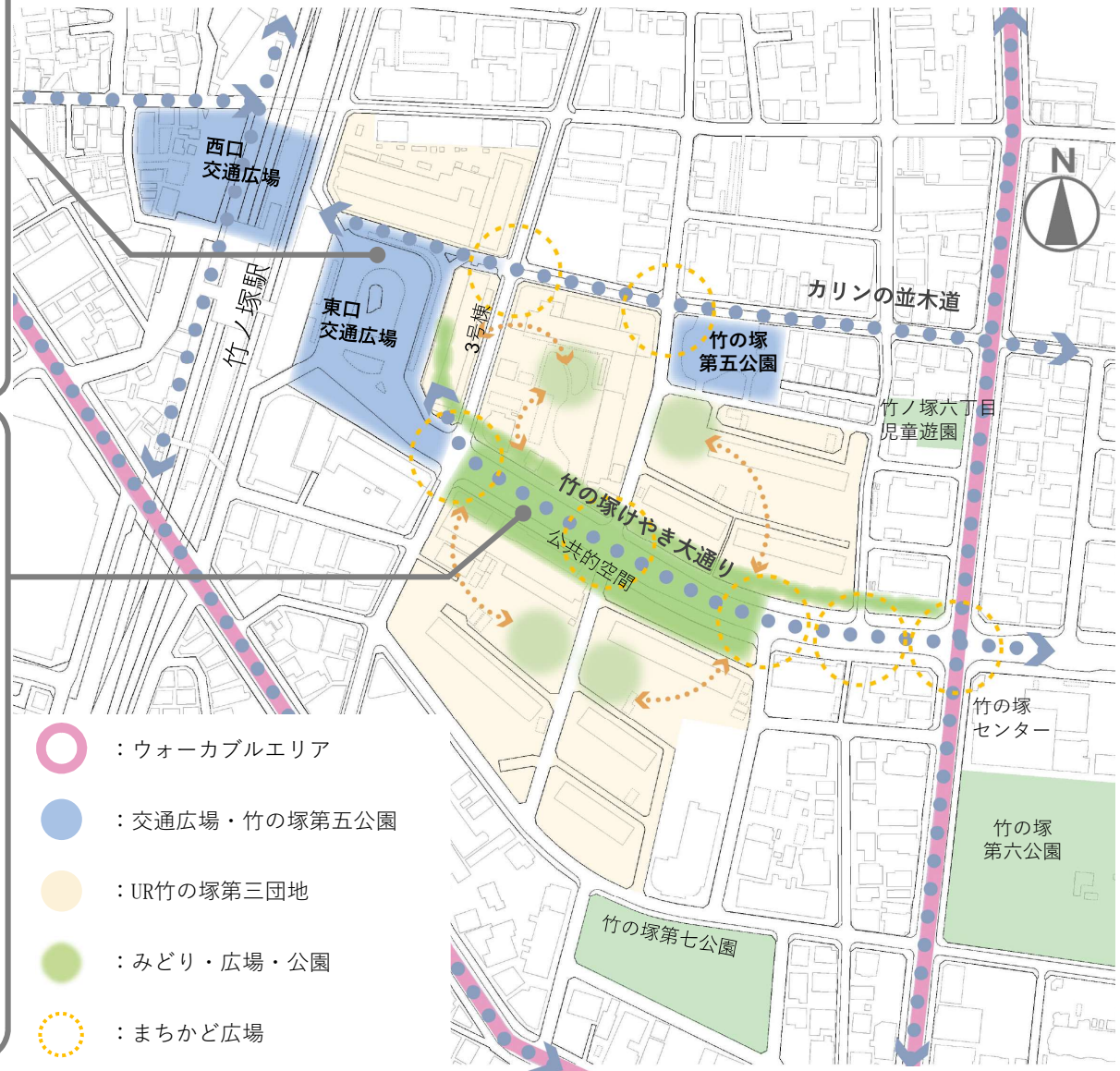


## 2. けやき大通り沿い公共的空間の考え方

地域のシンボルであるけやき大通り沿いに、歩いて楽しい沿道の仕掛けや文化と交流が生まれる地域活動の場の創出を図る



UR団地内広場は、地域に開かれた様々な機能を有する広場空間として整備を検討



測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 138

：ウォーカブルエリア 主な動線

：UR団地と連携した回遊動線